

# スタートアップ事業

## 1 事業の概要

- 高齢者をはじめとした地域住民が安心して元気に暮らせるまちなかの再生を目指して、暮らしを支えるコミュニティの活性化に取り組むための初期活動経費を支援
- 新たな地域コミュニティの担い手となり得る若者・子育て世帯等にとって魅力あるまちなかの再生を目指して、生活者視点でのまちづくりの推進に取り組むための初期活動経費を支援

### (1) 対象事業例

- ア 地域の課題を把握するための住民アンケートの実施
- イ 地域住民により地域の課題を解決するためのワークショップの開催
- ウ 地域の活性化計画策定のための会議の開催、計画書の作成
- エ 地域のコミュニティを活性化するための研修会やイベント等の開催
- オ 専門家や学生など地域課題の解決に必要な人材の活動に要する経費 等

(2) 実施主体 自治会、NPO、その他住民団体（法人格の有無を問わない）等

(3) 対象経費

- ・事業に必要な機器、備品等購入又はリースに係る経費
- ・イベント開催、PR活動等に要する経費
- ・資料等の印刷製本等に係る経費
- ・研修会の講師謝礼及び旅費、視察研修費、会場費、材料費等

(2) 補助率 県：10/10（直接補助）

(3) 限度額 1事業あたり100千円

## 2 事業のポイント

- ・県の直接補助事業とする。
- ・当該事業を活用して初期段階の事前準備を実施した後、本格的な取組を実施する場合、事業の他メニューである「まちなかコミュニティ活性化事業」等の活用など、年度内の他メニュー活用が可能。
- ・従前から実施している取組の場合は原則として補助対象外とするが、新たな内容に取り組む場合はその部分を対象とする。
- ・できるだけ市町関係課と連携をとること。

(執行)

元気づくり総本部東部振興課、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局